

令和7年度金融機関と連携したサステナビリティ経営促進事業補助金交付要綱
(金融機関独自メニュー)

令和7年7月11日 7産労総国第533号

(交付の目的)

第1条 この補助金は、都内中堅・中小企業等の経営をサステナビリティに配慮したものへと転換を促すため、東京都（以下「都」という。）と「サステナブルファイナンス活性化に向けた連携協定」を締結した金融機関が取り扱う連携金融機関が独自に設定するSDGs関連融資メニューによる融資の実行に当たり、必要となる費用の一部を支援するものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

一 連携金融機関

都と「サステナブルファイナンス活性化に向けた連携協定」を締結した金融機関

二 金融機関独自メニュー

連携金融機関が独自に設定するSDGs関連融資メニューのうち都が別に定める方法により選定したもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第5条第2項に定める融資先が支払う金融機関独自メニューによる融資に係る融資手数料等のうち別表に掲げるものであって、都が必要かつ適切と認めたものとし、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付額の算定方法)

第4条 融資先1社当たりの交付額は、補助対象経費から同一の融資に関して国や他の地方公共団体等から交付を受けた補助金又は助成金の額を控除後、別表の第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額と第2欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額とする。

(交付の対象)

第5条 補助金の交付を申請できる者（以下「申請者」という。）は、連携金融機関とする。

2 第3条の融資先は、次に掲げる要件を全て満たす中堅・中小企業とする。

一 登記上の本店が都内にある法人であること。

- 二 東京証券取引所プライム市場に上場していないこと。また、不動産投資法人は J－R E I T に上場していないこと。
- 三 次条に規定する期間内に連携金融機関から補助金の交付対象となる融資の実行を受けたこと。ただし、金融機関独自メニューの選定後に限るものとする。
- 四 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- 五 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。
- 六 公序良俗に問題のある事業を営んでいないこと。
- 七 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を営んでいないこと。

（補助対象事業期間）

第 6 条 補助対象事業期間は、この要綱の施行日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 本補助金の交付を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる書類を都に提出し、本補助金の交付を申請するものとする。

- 一 補助金交付申請書（様式第 1）
- 二 事業実施計画書
- 三 印鑑証明書（直近 3 か月以内に取得したもの）（写し）。ただし、郵送により申請する場合に限る。
- 四 その他都が必要と認める書類

2 前項の申請は、令和 7 年 9 月 30 日までに事業を開始する計画がある場合には、当該年度に必要と見込む補助金額を半期ごとに算出して行うものとする。

3 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第 4 による変更交付申請書を都に提出しなければならない。

（交付の決定）

第 8 条 都は、補助金交付申請書又は変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第 2 による交付決定通知書又は様式第 3 による変更交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

- 2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、負担金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、条件を付して補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金の支払)

第9条 前条第1項の規定により決定した補助金は、概算払により、半期ごとに分割して支払うものとする。ただし、第14条第2項の規定により前期から繰り越した額があるときは、これを差し引いて支払うものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第5による補助金請求書を都に提出しなければならない。

(交付の条件)

第10条 補助金の交付の決定には、以下の条件が付されるものとする。

- 一 都は、本事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、本事業の経理について調査、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 二 補助事業者は、都が必要と判断した調査やデータ等の提供を依頼した場合は、これに協力するものとする。
- 三 補助事業者は、本事業の遂行の状況について、都の要求があったときは速やかに都に報告しなければならない。
- 四 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称、住所又は役員等の変更が生じたときは、遅滞なく都に報告しなければならない。
- 五 補助事業者は、本事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を本事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、都の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、第8条の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に様式第6による補助金取下書を都に提出しなければならない。

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、第9条の規定により分割して概算払を受けたときは、令和7年10月15日までに様式第7による実施状況報告書を都に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、本事業が完了したとき又は事業期間が満了したときは、その日から起算して15日を経過した日又は令和8年4月15日のいずれか早い日までに様式第8による実績報告書を都に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 都は、前条第2項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る本事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第9による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 都は、交付決定額の範囲内で交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の精算)

第14条 補助事業者は、第12条第1項の実施状況報告書を提出したとき又は前条による交付額の確定の通知を受けたときは、速やかに様式第10による精算書を提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第8条第1項の変更交付決定又は前項の精算書により返納すべき額があるときは、納入通知書により納付しなければならない。ただし、分割して概算払を受けた場合で、次の半期の交付予定額があるときは、精算書に記載することとで、その差額を返納すべき額とし、残額を繰り越すことができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 都は、次の各号のいずれかに該当する場合又は該当すると都が認めた場合は、第8条の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 補助事業者が、法令等又はこの要綱に基づく都の指示等に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助対象経費以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、本事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(補助金の返還)

第16条 都は、補助事業者に対し、前条の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った補助金があるときは、当該補助事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(違約加算金)

第17条 都は、補助事業者に対し前条に規定する返還請求を行ったときは、当該補助事業者に対し、補助金の受領の日から納付の日までの日数（都の事務処理に係る期間として都が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金の支払いを命じるものとする。ただし、都が取消しに至る事由においてやむを得ないと認める場合は、違約加算金を免除することができる。

- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における、前項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次遡及し、それぞれ受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額はまず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

第18条 都は、補助事業者に対し、第16条の規定により補助金の返還を請求した場合であって、当該補助事業者が、都が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該補助事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金の支払いを命じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第19条 補助事業者は、第8条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、都の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

(調査等)

- 第20条 都は、本事業の適切な遂行を確保するために必要な範囲において、補助事業者に対し、事業に関する報告を求め、事業所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、又は関係者に質問することができる。
- 2 都は、本事業の効果分析等のために必要な範囲において、補助事業者に対し、データ提供、セミナーやホームページ等での事例発表、アンケート調査等を求めることができる。

(補助内容等の公表)

第21条 都は、補助事業者の名称、代表者名、補助内容、補助対象となった融資に係る融資先の名称等について、公表することができるものとする。

(秘密の保持)

第22条 都は、補助事業者がこの要綱に従って都に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、本事業の遂行に関する一切の処理等を行う目的でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年 9 月 29 日規則第 141 号）、及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の定めるところによる。その他、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、都が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 7 月 11 日から施行する。

別表

1 補助対象経費	2 基準額	3 補助率
融資先が支払う金融機関独自メニューに係る融資手数料等のうち、通常の融資に比べて追加的に発生する経費（消費税及び地方消費税相当額、官公署に支払う費用等、サービスの提供の対価に該当しない経費を除く。）	1 融資先につき、上限100 万円のうち都が必要と認めた額	1 融資先につき、補助対象経費の2 分の1